

# よくある質問

## Q1 補助対象経費として認められる品目は?

A1 代表的な品目は以下のとおりです。

- 消耗品費…刈払機の燃料・替え刃、草刈りに使用する鎌、除草剤など、植栽用の球根・プランター、側溝清掃用のジョレン・土のう袋、側溝の蓋上げ機、回覧に使用する用紙・プリンターインク、ごみ袋(燃やすごみの指定袋は除く)  
※他の補助金等を活用した活動に使うものは除外
- 印刷製本費…回覧のコピー費用、申請書類に貼付する写真の現像費用
- 通信費…実施案内などを送るための切手・はがき代
- 保険料…ボランティア保険(年単位で加入している場合は、催しの実施回数で案分した額)
- 食糧費…ジュース・お茶(会場で飲みきることができる容量のもの)など
- 賃借料…集めたごみの運搬に使用した車両(清掃用具の買い出しのみに使用した車両は対象外)や刈払機の借上げ代(謝礼は対象外)
- 委託料…側溝の泥上げ費用(深い場所など危険箇所に限る)、草の刈取り(刈払機を扱うことができる人がいない場合など)※委託する場合は事前に相談してください。



## Q2 補助対象として間違いややすい品目は?

A2 必要な個数を超過しているもの、個人での使用や他の催しなどに流用できるものは補助対象となりません。

### ○ 補助対象とならないもの

- |  |                              |
|--|------------------------------|
| NG 燃やすごみの指定袋、ティッシュなど(参加賞としての意味合いが強く、景品に該当する) | NG 有料のレジ袋(ごみ袋として使用した場合は補助対象) |
| NG マスク、手指消毒用の消毒液、体温計など(日用品としての性格が強いもの)       | NG 害虫駆除用薬剤(スミチオンなど)          |
| NG 弁当類、オードブル、アルコール類                          | NG 文房具(ペン・はさみなど)、看板          |
| NG デジタルカメラ・プリンター本体、記録用メディア(SDカードなど)          | NG ごみ集積場の掃除道具、公園愛護活動で使用する用品  |
| NG 打ち合わせの会場費                                 | NG その他清掃活動に直接関係がないと認められるもの   |
| NG 側溝清掃、草刈りの全部委託                             |                              |
| NG ごみ集積場の掃除道具、公園愛護活動で使用する用品                  |                              |
| NG その他清掃活動に直接関係がないと認められるもの                   |                              |



# よくある質問

**Q3** いつまでに申請すればよいですか？

**A3** 活動日から1ヶ月以内かつ活動が終了した年の年度末までに申請してください。天災その他やむを得ない事情により申請が遅くなる場合は早めにご相談ください。



**Q4** 申請から補助金の交付までにかかる期間はどれくらい？

**A4** 1ヶ月から2ヶ月程度で交付されます。一定の期間に申請が集中することにより前後する場合があります。



**Q5** 申請書類に添付する写真はどのようなものを撮影すればよい？

**A5** 活動内容や活動日、参加人数の規模が分かる作業中の写真を中心に、3枚程度添付してください。撮影する際は参加者が歩道や側溝等の公共の場所で活動している写真を撮影してください。複数回分をまとめて提出する場合は、それぞれの回ごとに1枚程度写真を撮って、各回の日付が分かるように添付してください。



**Q6** 個人で清掃活動を行った場合でも申請することができますか？

**A6** 地域清掃活動費等補助金は、団体を対象とした制度であり、個人での活動は補助対象となりません。一方、ボランティア清掃支援（ごみ袋提供・トング貸出し・ごみの回収）は、個人でも利用できます。（→P6）そのほか、町内会長・自治会長やクリーンにいがた推進員を通じて配布するボランティア袋もご利用ください。

